

第一条	第三条第二項	第十四条第一項において準用する法第三条第二項
第三条	第六条第一項	第十四条第一項において準用する法第六条第一項
第四条	我が国の排他的経済水域大陸棚であつて排他的経済水域でない区域（以下「特定域」という。）（法第四条第法第四条第一項において準用する一項に規定する禁止海域）	排他的経済水域における外国人による特定大陸棚の定着性種族に係る外国人による
第五条第一項	第七条第一項	第十四条第一項において準用する法第七条第一項
第五条第二項	第五条第一項	第十四条第一項において準用する法第五条第一項
第五条第三項	第五条第一項	第十四条第一項において準用する法第五条第一項
第六条第一項	第十一条第一項	第十四条第一項において準用する法第十一条第一項
項	第八条から第十条まで	第十四条第一項において準用する法第八条から第十条まで

（法第二十四条第一項の政令で定める罪）

第九条 法第二十四条第一項の政令で定める罪は、法の規定に違反した罪とする。

（取締官）

第十条 法第二十四条第一項の政令で定める者は、漁業監督官、海上保安官及び警察官とする。

（担保金の額に関する基準）

第十一条 法第二十四条第二項の基準は、違反の類型、その罪につき定められた刑、違反の程度、違反の回数等を考慮して定めなければならない。

（担保金等の提供）

第十二条 担保金（担保金の提供を保証する書面（以下「保証書」という。）に記載されているところ）に従つて提供されるものを除く。第一号において同じ。）又は保証書は、次に掲げるところに従つて提供されなければならない。

- 一 担保金にあつては、法第二十四条第一項の規定による告知があつた日の翌日から起算して十日以内（取締官がやむを得ない事由があると認めて当該告知があつた日の翌日から起算して二十日を超えない範囲内において当該期間を延長したときは、その期間内）に、違反者又は拿捕に係る船舶の船長その他主務大臣が担保金を提供する者として適当と認める者から、本邦通貨で提供されること。
- 二 保証書にあつては、次に掲げる要件に適合するものが前号の期間内に提供されること。

- イ 当該保証書が提供された日の翌日から起算して一月以内に本邦通貨で担保金が提供されることを保証するものであり、かつ、当該保証書に記載されているところに従つて担保金が確実に提供されると認められるものであること。
- ロ 当該保証書に係る担保金を提供する者が前号に規定する者に該当するものであること。

2 前項第一号及び第二号イの期間の末日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日又は一月二日、同月三日若しくは十二月三十一日に当たるときは、その日は、当該期間に算入しない。

（主務大臣及び主務省令）

第十三条 法第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二十六条第一項並びに前条第一項における主務大臣は、漁業監督官に係る事件については農林水産大臣、海上保安官に係る事件については国土交通大臣、警察官に係る事件については内閣総理大臣とし、法第二十四条第二項における主務大臣は、農林水産大臣、国土交通大臣及び内閣総理大臣とする。

2 法第十七条第二項における主務省令は、農林水産省令・国土交通省令・内閣府令とする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。ただし、次条の表の三の項に係る規定は、平成九年一月一日から施行する。

（適用の特例）

第二条 法第五条から第十三条までの規定は、次の表の中欄に掲げる外国人がそれぞれ同表の下欄に掲げる海域において行つた漁業、水産動植物の採捕又は探査に関しては、適用しない。

一 大韓民国国民（大韓民国）
 その公共団体若しくはこれに準ずるもの又はその国の法人その他の団体を含む。）

排他的経済水域のうち、次に掲げる海域	次に掲げる外国人がそれぞれ同表の下欄に掲げる海域において行つた漁業、水産動植物の採捕又は探査に関しては、適用しない。
一次に掲げる点を順次に直線により結んだ線以西の海域	北緯三六度一〇分一〇秒東経一三二度一五四分五秒の点
北緯三五度三三分五秒東経一三二度四六分二一秒の点	北緯三五度三三分五秒の点
北緯三五度五九分四一秒東経一三二度一三分三秒の点	北緯三五度五九分四一秒の点
北緯三六度一八分四一秒東経一三二度一三分三秒の点	北緯三六度一八分四一秒の点
北緯三六度五六分三秒東経一三二度五五分三秒の点	北緯三六度五六分三秒の点
北緯三六度五六分三秒東経一三五度二九分五〇秒の点	北緯三六度五六分三秒の点
北緯三八度三七分一〇秒東経一三五度二九分四九秒の点	北緯三八度三七分一〇秒の点
北緯三九度五一分五四秒東経一三四度一一分二〇秒の点	北緯三九度五一分五四秒の点
北緯三〇度四分三秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の海域	北緯三二度五七分二一秒東経一三七度四〇分五九秒の点から北緯三二度二〇分二一秒東経一三七度二二分五三秒の点に至る直線
北緯三一度二〇分二一秒東経一三七度二二分五三秒の点から北緯三一度一三秒東経一三七度四分五三秒の点を経て北緯三〇度四分三秒の線に至る直線	北緯三一度一三秒東経一三七度四分五三秒の点
排他的経済水域のうち、次に掲げる線から成る線以西の海域	東経一七度二九分五三秒の線（北緯三〇度四分一三秒以北若しくはこれに準ずるもの部分に限る。）
北緯三〇度四分一三秒東経一七度二九分五三秒の点から北緯三〇度四分一三秒東経一八度二五分五八秒の点に至る直線	北緯三〇度四分一三秒の点
北緯三〇度四分一三秒東経一八度二五分五八秒の点から北緯三〇度一三秒東経一八度二二分四秒の点に至る直線	北緯三〇度一三秒東経一八度二二分四秒の点
北緯三〇度一三秒東経一八度二二分四秒の点から北緯二九度一三秒東経一八度四七秒の点に至る直線	北緯二九度一三秒東経一八度四七秒の点
北緯二九度一三秒東経一八度四七秒の点から北緯二八度一四秒東経一八度四分五九秒の点に至る直線	北緯二八度一四秒東経一八度四分五九秒の点
北緯二八度一四秒東経一八度四分五九秒の点から北緯二七度一四秒東経一八度五八分一一秒の点（次号において「A点」という。）に至る直線	北緯二七度一四秒東経一八度五八分一一秒の点
A点から、北緯二七度一四秒の線といずれの点をとつても我が国の基線（領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する基線をいう。）上の最も近い点からの距離が十二海里である線（以下「十二海里の線」という。）との東シナ海における交点（次号において「B点」という。）に至る直線	北緯二六度四分三一秒東経一八度四分三一秒の点
B点から、沖繩島の西側を経て、北緯二六度四分三一秒東経一七度四分三一秒の点から北緯二四度四分三一秒東経一七度四分三一秒の点に至る直線の十二海里の線との最初の交点（次号において「C点」という。）に至る直線の線	北緯二四度四分三一秒東経一七度四分三一秒の点
C点から、北緯二六度四分三一秒東経一七度四分三一秒の点から北緯二四度四分三一秒東経一七度四分三一秒の点に至る直線の線	北緯二四度四分三一秒東経一七度四分三一秒の点

<p>三 台湾の戸籍に記載されてい る者（台湾の権限のある機 関又は台湾の法令に基づい て設立された法人その他の 団体を含む。）</p>	<p>直線と他の十二海里の線との交点（次号において「D点」という。） に至る直線 十 D点から、石垣島の北側を経て、北緯二四度三一分九秒東経一 二五度二九分五四秒の点に至る十二海里の線 十一 東経一二五度二九分五四秒の線（北緯二四度三一分九秒以南 の部分に限る。）</p> <p>排他的経済水域のうち、次に掲げる点を順次に直線により結んだ線 以西の海域</p> <p>一 北緯二四度四六分東経一二二度三〇分の点から北緯二四度四九 分三七秒東経一二二度四分の点（次号において「A点」という。） に至る直線と中間線（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第一 条第二項に規定する中間線をいう。第十号において同じ。）との交点 二 A点 三 北緯二四度五〇分東経一二四度の点 四 北緯二五度一九分東経一二四度四〇分の点 五 北緯二五度二九分四五秒東経一二五度二〇分の点 六 北緯二五度三〇分東経一二五度三〇分の点 七 北緯二六度二〇分東経一二五度三〇分の点 八 北緯二六度三〇分東経一二六度の点 九 北緯二七度東経一二六度二〇分の点（次号において「B点」と いう。） 十 B点から北緯二七度東経一二二度三〇分の点に至る直線と中間 線との交点</p>
--	---

（漁業水域に関する暫定措置法施行令の廃止）
第三条 漁業水域に関する暫定措置法施行令（昭和五十二年政令第二百十二号）は、廃止する。
附 則（平成二十一年一月二二日政令第一〇号）

（施行期日）
第一条 この政令は、漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の効力発生の日から施行する。
 （日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する政令の廃止）

第二条 日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する政令（昭和四十年政令第三百七十三号）は、廃止する。
附 則（平成二十二年五月二六日政令第二二八号）

この政令は、漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。
附 則（平成二十二年六月七日政令第三一〇号） 抄

（施行期日）
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附 則（平成二十三年二月二八日政令第四三四号） 抄

（施行期日）
第一条 この政令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。
附 則（平成二十五年五月一〇日政令第一三五号）

（施行期日）
 この政令は、公布の日から施行する。
 （罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（平成二十六年九月二二日政令第三〇三号）

この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。
附 則（平成二十六年十一月二八日政令第三七九号）

この政令は、外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
附 則（令和元年二月四日政令第一七三号）

（施行期日）
 この政令は、公布の日から施行する。
 （経過措置）

2 この政令による改正後の排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令第五条から第七条まで及び第八条第二項の規定は、この政令の施行の日以後に排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第五条第一項（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）の許可又は同法第八条から第十条まで（これらの規定を同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）の承認の申請を行った者が、それぞれ、同法第七条第一項（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき入漁料及び同法第十一条第一項（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき手数料について適用する。